

寄附金の損金算入に関する明細書

寄附金の損金算入に関する明細書					事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名								
公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合											
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	1	円												
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2													
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3													
		計 (1) + (2) + (3)	4													
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5													
		計 (4) + (5)	6													
	所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)				7	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算					支 出 し た 寄 附 金 の 額	長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額	25	円		
	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)				8							同 上 以 外 の み な し 寄 附 金 額				26
	同 上 の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相 当 額				9							そ の 他 の 寄 附 金 額				27
	期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)				10							計 (25) + (26) + (27)				28
	同 上 の 月 数 換 算 額 (10) × $\frac{\quad}{12}$				11							所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)				29
	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額				12							寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)				30
	一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$				13							同 上 の $\frac{20 \text{又は} 50}{100}$ 相 当 額 $\left[\begin{array}{l} \frac{50}{100} - \text{相当額が年200万円に満たない場合} \\ \text{(当該法人が公益社団法人又は公益財団} \\ \text{法人である場合を除く。)} \end{array} \right]$ は、年200万円				31
	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) × $\frac{6.25}{100}$				14							公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 の 公 益 法 人 特 別 限 度 額 (別表十四(二)付表「3」)				32
	期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$				15							長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)				33
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 (14) + (15) × $\frac{1}{2}$				16							損 金 算 入 限 度 額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)				34
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)				17	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)		35								
	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)				18	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額		36								
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額				19	(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)		37								
	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)				20	損 金 不 算 入 額	同 上 の う ち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 (37) - (34) - (35)		38							
	損 金 不 算 入 額	同 上 の う ち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	21	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)			22	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (36)		39						
		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)	22	計 (38) + (39)			40									
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23													
	計 (21) + (22) + (23)				24											
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細																
寄 附 し た 日		寄 附 先		告 示 番 号		寄 附 金 の 使 途		寄 附 金 額 41 円								

別表十四(二) 令六・四・一以後終了事業年度分